

岐阜県公報

第 五 百 二 号
令和六年六月十八日
(火曜日)

目次

告 示

○道路の供用開始

(道路維持課)二五五^{ページ}

公 示

○市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

○土地改良事業の工事の完了

○令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

ての一部変更

(農地整備課)二五六
(同)二五六

(建築指導課)二五六

告 示

岐阜県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の 決定又は 変更の 告示の 日付)
県道	文殊線 茶屋新田	岐阜市大字一日市場字野緑一〇三〇番一地从先から 同 市大字鏡島字長瀬四五〇二番地先まで	四八・二	令和 六・六・六	令和 五・二・二六
		岐阜市大字鏡島字外長瀬長良川左岸河川区域地先（長瀬四五〇二番）から 同 市鏡島中二丁目二四番地先まで	一〇八・七		

公 示

。市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、郡上市営土地改良事業藤林地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

令和六年六月十八日から
同 年七月十七日まで

二 閲覧場所

郡上市役所

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和六年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）	高 鷲 地 区	令和 四・ 三・二九
中山間地域総合整備事業 （農道整備）	高 鷲 地 区	令和 元・一・二三

。令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施についての一部変更
令和六年三月一日第四百七十二号 令和六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について中試験地を次のとおり変更します。

令和六年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

変更前

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ―二二 岐阜県成長産業人材育成センター
木造建築士試験
学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ―二二 岐阜県成長産業人材育成センター

2 木造建築士試験

学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ―二二 岐阜県成長産業人材育成センター

学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ―二二 岐阜県成長産業人材育成センター

変更後

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験
各務原市テクノプラザ―二二 テクノプラザものづくり支援センター 第二
別館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ―二二 テクノプラザものづくり支援センター 第一
別館
木造建築士試験
学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館

2 木造建築士試験

学科の試験
各務原市那加桐野町五―六八 東海学院大学 東キャンパス本館

設計製図の試験
各務原市テクノプラザ——二二
テクノプラザものづくり支援センター
第一
別館

令和六年六月十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社